



**避難行動要支援者
調査を実施します**

災害時等に要支援者の生命や身体を保護することを目的として、65歳以上の高齢者のみ世帯を対象に、支援を必要とする高齢者や障がいのある方等の実態を把握するため、実態調査を行います。

該当者の方には、郵送または、民生委員から通知します。

問い合わせ先

高齢福祉課
☎(32)8904

第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の説明会

「第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の説明会を開催します。まだ手続きをされていない方で、前回の弔慰金をもらっていた方や該当すると思われる方はご参加ください。

- 日時 12月13日(水)
午後2時～3時50分
- 場所 市役所
- 対象者 市内在住の方
- 定員 40名

イベント

お知らせ

募集

相談

就職

問い合わせ先

高齢福祉課
☎(32)8904

**確定申告用の「障がい者
控除対象者認定書」「おむ
つに係る費用の医療費控
除証明書」のお知らせ**

障がい者控除対象者認定書

介護保険法に規定する要介護認定者のうち65歳以上の方で、申請により障がい者に準ずる者として認定をされた方には「障がい者控除対象者認定書」が交付され、確定申告時に障がい者控除を受けることができます。

認定を受けられる方は、次のすべての項目に該当する必要があることです。

- 要介護認定者で65歳以上の方
- 認知症または身体の障がいにより日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする方
- 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書を所持していない方

認定を受けられる方は、次のすべての項目に該当する必要があることです。

- 寝たきり状態等にあること
- 治療上おむつの使用が必要であること。

交付を希望される方は、高齢福祉課介護保険グループへお電話ください。

なお、交付には数日間かかりますので、手続きはお早めにお願ひします。

申し込み・問い合わせ先
高齢福祉課
☎(32)8904

**おむつに係る費用の
医療費控除証明書**

確定申告時に、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護（要支援）の認定を受けている方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わる「おむつに係る費用の医療費控除証明書」の交付を無料で受けることができます。証明を受けられる方は、次のすべての項目に該当することが必要です。

- おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること。
- 市の介護保険被保険者で要介護（要支援）の認定を受けていること。

地域包括支援センターからのお知らせ

認知症家族の交流会のご案内

認知症の方を介護されている方、同じ体験をされている方同士との交流と情報交換の場である介護者交流会を開催します。

- 日時 12月26日(火)
平成30年1月26日(金)
午前10時～正午
- 対象者 認知症の方や認知症症状がある方を介護されている方
- 場所 南河内児童館

※申し込みは不要です。
問い合わせ先
高齢福祉課
☎(32)8904



オレンジカフェ「しもつけ茶屋」開催のお知らせ

認知症の方やその家族、地域住民、専門職など、誰もが気軽に参加でき、集うことのできる場所であるオレンジカフェ「しもつけ茶屋」の12月の開催日をお知らせします。

介護や認知症に関する相談をお受けすることもできますので、悩んでいる方はもちろん、興味のある方はぜひ一度足をお運びください。

- 開催日時 12月5日(火)
13日(水)（クリスマス会）
21日(木)（ゲール教室）
午前10時～午後2時
- 会場 南河内児童館
- 参加費 100円(飲み物代として)

問い合わせ先
高齢福祉課
☎(32)8904